

日本学術会議第 25 期会員候補者任命に関する声明

日本学術会議が日本学術会議法にもとづいて推薦した第 25 期会員候補者のうち 6 名について、内閣総理大臣は任命しませんでした。

これについて日本学術会議は、10 月 2 日の総会で①6 名が任命されない理由の説明、②6 名の速やかな任命を求める要望書の提出を決定し、内閣総理大臣宛に提出しました。

日本学術会議法の前文では、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と連携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と述べられています。

この度の任命見送りは、前文に謳われる同会議の社会的使命を阻害することにつながりかねず、ひいては、日本国憲法第 23 条「学問の自由は、これを保障する」を侵害するものです。

上記に鑑み、日本社会教育学会は、理事会の総意にもとづき、内閣総理大臣に以下の 2 点を強く要望いたします。

1. 日本学術会議が推薦した会員候補者 6 名を任命しなかった経緯と理由を十分に明らかにすること。
2. 上記 6 名の任命見送りを撤回して、すみやかに任命すること。

2020 年 10 月 22 日

日本社会教育学会理事会